

アマチュアバンドプラン

平成27年1月5日施行

【狭帯域：占有周波数帯幅が3kHz以下（A3Eを除く）、広帯域：占有周波数帯幅3kHzを超える】

135kHz 帯	周波数 :kHz	475kHz 帯	周波数 :kHz	1.9MHz 帯	周波数 :kHz
135.7	137.8	472	479	1,810	1,825 1,907.5 1,912.5
CW, 狭帯域データ (注1)		CW, 狭帯域データ (注1)		CW	CW, 狭帯域データ (注1)

注1：占有周波数帯幅は200Hz以下のものに限る。

3.5MHz 帯	周波数 :kHz	3.8MHz 帯	周波数 :kHz	7MHz 帯	周波数 :kHz
3,500 3,520 3,535	3,575 3,599 3,612 3,680 3,687	3,702 3,716 3,745 3,770 3,791 3,805	7,000 7,030 7,045	7,100	7,200
CW 狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・画像	CW, 狭帯域の電話・画像・データ CW, 狭帯域の電話・画像	CW, 狭帯域の電話・画像 CW, 狭帯域の電話・画像 CW, 狭帯域の電話・画像	CW 狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・画像 (注2)	狭帯域の全電波型式	

3,535kHz 非常通信周波数

7,050kHz 非常通信周波数

注1：3,535kHzから3,575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
注2：7,045kHzから7,100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

10MHz 帯	周波数 :kHz	14MHz 帯	周波数 :kHz	18MHz 帯	周波数 :kHz
10,100 10,130 10,150	14,000 14,070 14,112 14,350	18,068 18,100 18,110 18,168			
CW 狭帯域データ	CW 狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・画像	CW 狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・画像			

14,100kHz ビーコン (注1)

14,300kHz 非常通信周波数

18,160kHz 非常通信周波数

注1：14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注2：14,112kHzから14,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
注3：18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注4：18,090kHzから18,100kHz及び18,110から18,120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

21MHz 帯	周波数 :kHz	24MHz 帯	周波数 :kHz
21,000 21,070 21,125 21,150 21,450	24,890 24,910 24,930 24,990		
CW 狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・画像	CW 狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・画像		

ビーコン (注1)

21,360kHz 非常通信周波数

ビーコン (注3)

注1：21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注2：21,125kHzから21,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
注3：24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注4：24,930kHzから24,940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

28MHz 帯		周波数:MHz							
28.00	28.07	28.15	28.20	29.00	29.30	29.51	29.59	29.61	29.70
CW	狭帯域データ	CW, 狭帯域の 電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・ 画像・データ(注2)	衛星	レピータ	レピータ			
	広帯域の電話・電信・画像・ データ								

ビーコン (注1), 非常通信周波数

注1：28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注2：29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信にも使用することができる。
注3：28.150MHzから28,200MHzまでの周波数までは、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

50MHz帯		周波数:MHz							
50.00		50.1	50.2	51.00	52.00	52.30	52.50	52.90	54.00
CW (注1)	狭帯域データ	CW, 狭帯域の電話・		広帯域の電話・電信・	VoIP	CW, 狭帯域	広帯域	全電波型式	
		電信・画像							データ
EME (注2)				画像 (注4)		の電話・			
						電信・画像			

50.30MHz

50.10MHz 非常通信周波数

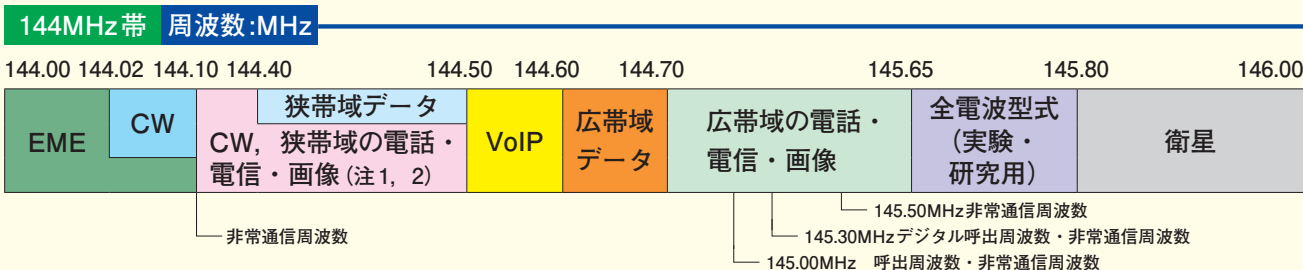
50.01MHz ビーコン (注3)

51.50MHz 非常通信周波数

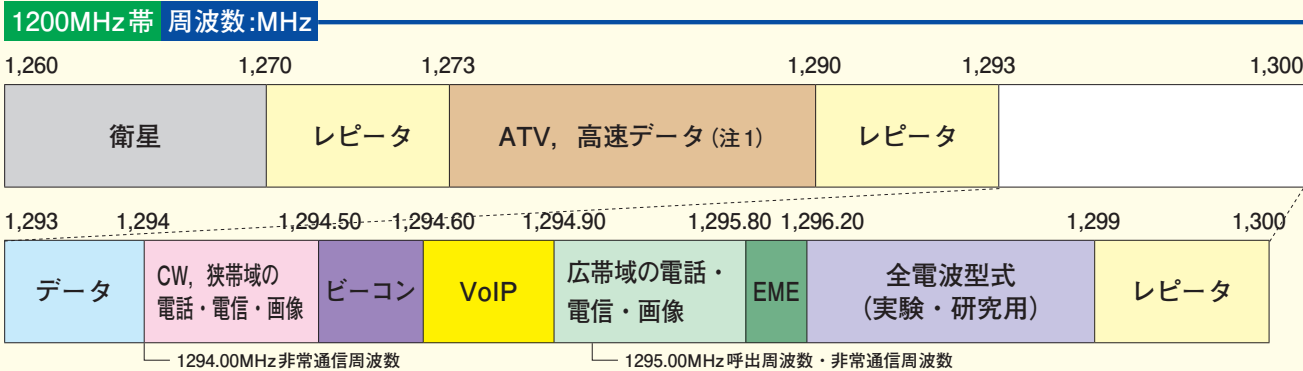
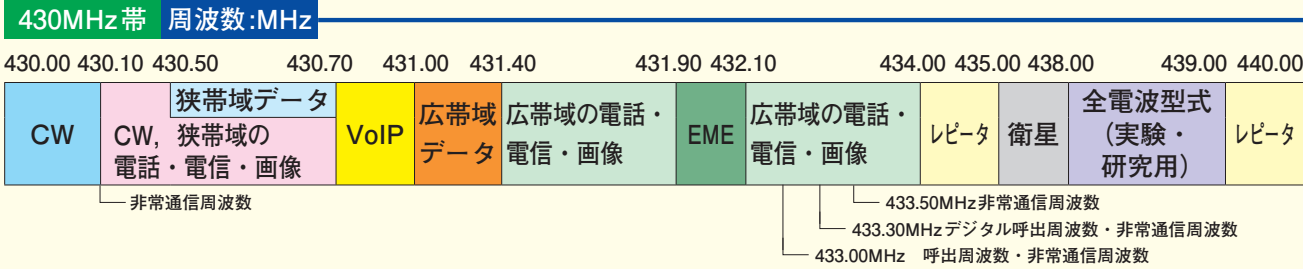
51.30MHz デジタル呼出周波数 非常通信周波数

呼出周波数 非常通信周波数

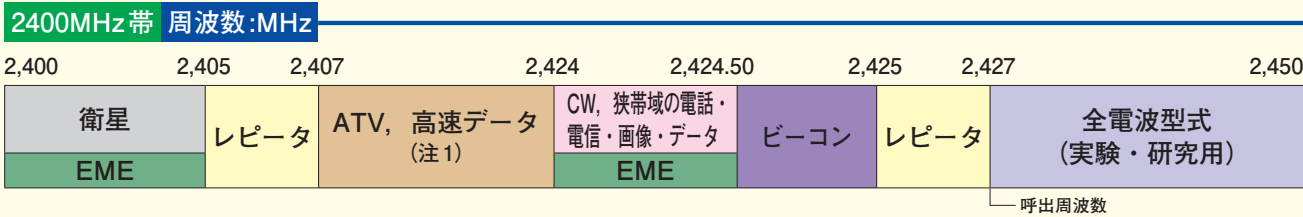
注1 50.00MHzから50.10MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信にも使用することができる。
注2 50.00MHzから50.20MHzまでの周波数で月面反射通信 (EME) を行う場合に限り占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信にも使用できる。
注3 50.01MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注4 51MHzから51.5MHzまでの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信にも使用することができる。



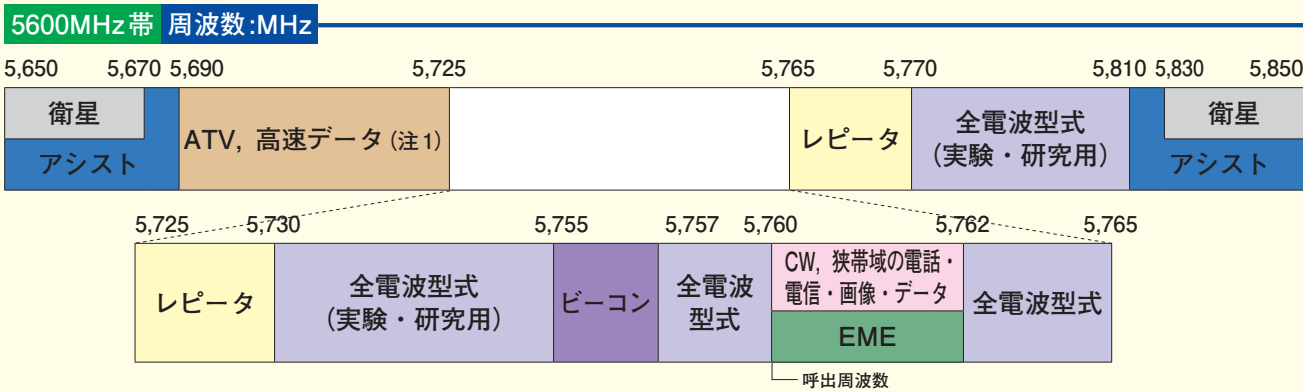
注1: 144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は3kHz以下のものに限る。
注2: 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信にも使用することができる。



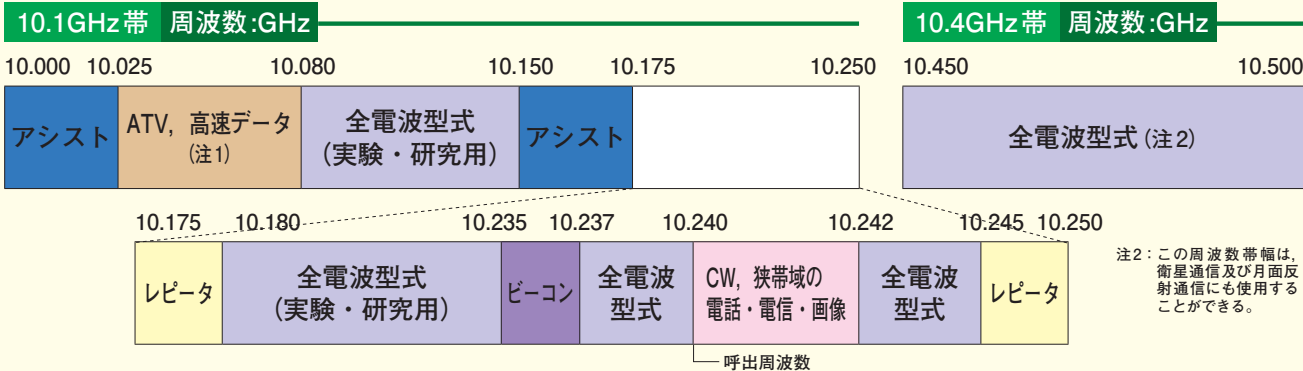
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。



注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。



注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。



注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

注2: この周波数帯幅は、衛星通信及び月面反射通信にも使用することができる。